

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本プロポーザルは令和4年度契約の準備行為であり、契約の締結は本事業に係る予算が成立し、予算配当があることを条件とします。

令和3年12月17日

世田谷区

1 概要

(1) 契約予定件名

保育所入所、幼児教育・保育の無償化、及び保育施設補助金申請関連業務委託

(2) 目的

世田谷区の保育所入所に関する業務、幼児教育・保育の無償化に伴う認定に関する業務、保育施設補助金申請等の審査を正確かつ迅速、効率的に行うため。

(3) 業務内容

① 保育所入所及び幼児教育・保育の無償化に関する電話対応業務（総価契約）

- ・マニュアルに基づく研修
- ・制度の概要及び関連する業務の問い合わせ先を案内する
- ・認定申請書の記載方法及び必要書類等を回答する
- ・各業務に係る相談、問い合わせ、苦情等の対応を行う

② 幼児教育・保育の無償化に伴う認定業務（総価契約）

- ・マニュアルに基づく研修
- ・認定申請書の開封、確認、添付文書整備
- ・マニュアルに基づき精査（審査）した後、分類する
- ・マニュアルに基づき子育てサービスシステムに申請内容を入力する
- ・入力した内容を確認する（入力内容確認後、区が確認を行う）
- ・マニュアルに基づき不備書類督促を行う
- ・制度の周知・案内書類の封入・封緘、発送準備
- ・現況届の封入・封緘、発送準備、開封、確認、添付文書整備
- ・書類整理等

③ 保育所入所関連業務（総価契約）

- ・マニュアルに基づく研修

- ・申込書等の收受
 - ・マニュアルに基づき子育てサービスシステムに申込内容を入力する
 - ・入力した内容を確認する（入力内容確認後、区が確認を行う）
 - ・通知等の封入・封緘、発送準備
 - ・家庭状況届確認（発送、收受、確認、審査）
 - ・書類整理等
- ④ 認可外保育施設の無償化関連業務（総価契約）
- ・マニュアルに基づく研修
 - ・請求書等の封入・封緘、発送準備
 - ・請求書等の收受、確認
 - ・請求書等をスキャナーで読み取り電子データ化を行う
- ⑤ その他の保育入所及び無償化に関連する業務については区担当課と協議のうえ可能な範囲で実施を検討する。
- ・マニュアルに基づく研修
 - ・データ入力、確認、問い合わせ対応
 - ・通知書類等の封入・封緘、発送準備
- ⑥ 保育士等宿舍借り上げ支援事業補助金審査及び電話対応業務（総価契約）
- ・業務マニュアルの作成・改訂とマニュアルに基づく従事者への研修
 - ・年度補助金交付額決定のための交付申請書類、各種要件確認（証拠書類との照合・確認等）
 - ・変更交付申請にかかる申請書類、各種要件確認（証拠書類との照合・確認等）
 - ・補助金支出のための請求書類、各種要件確認（証拠書類との照合・確認等）
 - ・申請園に対する書類修正依頼、問い合わせ対応
- ⑦ 処遇改善等加算Ⅰ、Ⅱの申請にかかる審査及び電話対応業務（総価契約）
- ・業務マニュアルの作成・改訂とマニュアルに基づく従事者への研修
 - ・前年度の処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱの実績書類の内容確認（証拠書類との照合・確認等）
 - ・当該年度の処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱの加算認定申請書及び賃金改善計画書の各種要件確認（証拠書類との照合・確認等）
 - ・申請園に対する書類修正依頼、問い合わせ対応
- ⑧ その他の補助金業務については区担当課と協議のうえ可能な範囲で実施を検討する
- ・世田谷区保育士等処遇改善助成金審査業務
 - ・キャリアアップ補助金審査業務

- ・一時預かり事業運営費補助金審査業務
- ・保育推進事業補助金審査業務
- ・地域活動事業加算の申請にかかる審査業務

⑨ 上記各業務にかかる実施計画の立案、課題の検討・改善策の提案

(4) 契約期間

契約の日（令和4年4月1日予定）から令和5年3月31日まで

※契約は単年度とし、令和5年度以降の幼児教育・保育の無償化に伴う業務の拡大及び体制については令和4年度中に見直す予定がある。

2 参加資格

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- (4) 都道府県民税・市長村民税に滞納が無いこと
- (5) 受託者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」または国際規格ISO/IEC27001の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」認証を取得していること
- (6) 平成31年度以降で、官公庁においてシステムデータ入力及び電話対応業務に関する実績を有していること

3 提案者の提出者を選定するための基準

本案件では、提案書の提出者の選定を行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

提案書は、以下の内容ごとに採点方式により評価する。

- (1) 業務実施の計画性
 - ・業務全体を正確に把握できているか
 - ・効率的な実施計画が立てられているか
- (2) 管理体制
 - ・業務を安定的に遂行できる管理体制が確立されているか
- (3) 業務を安定的に遂行する能力
 - ・迅速で柔軟な対応ができる業務体制が整えられているか
 - ・業務に必要な知識・スキルを習得する研修計画が立てられているか

- ・正確なマニュアルや業務フローを迅速に確立できる仕組みが整っているか
- ・日々の作業の進捗管理について区への報告と連絡調整ができる仕組みが整っているか
- (4) リスクとその対処方法
 - ・執務場所での情報保護等セキュリティ体制が優れているか
- (5) 業務改善の提案能力
 - ・効果的な業務改善の提案ができるか
- (6) 見積額の妥当性
 - ・提案限度額との整合性

5 手続等

(1) 担当部課

世田谷区保育部保育認定・調整課

住所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所第2庁舎2階22番窓口

電話 03-5432-1200 FAX 03-5432-1506

Eメールアドレス SEA01044@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間

令和3年12月17日（金）～令和4年1月5日（水）

② 交付場所

上記（1）と同じ

③ 交付方法

希望者に無償配布する（世田谷区ホームページからダウンロード可）
ホーム⇒目次から探す⇒子ども・教育・若者支援⇒保育⇒事業者の方向け⇒保育事務のプロポーザルに関する事⇒保育所入所、幼児教育・保育の無償化、及び保育施設補助金申請関連業務委託について

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

① 提出期限

令和4年1月5日（水） 午後5時まで必着

② 提出場所

上記（1）と同じ。

③ 提出方法

持参に限る

(4) 質疑・回答

- ① 質問受付
令和4年1月19日（水） 午後5時まで必着
質問は電子メールで行うこと。
 - ② 回答予定日
令和4年1月26日（水）
質問内容及び回答書は、参加表明者宛に電子メールで送信する。
- (5) 提案書、見積書の提出期限並びに提出場所及び方法
- ① 提出期限
令和4年2月4日（金） 午後5時まで必着
 - ② 提出場所
上記（1）と同じ
 - ③ 提出方法
持参に限る

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 参加表明書及び提案書の作成ならびに提出にかかる費用の負担については、世田谷区では一切負担しない。
- (6) 参加を表明した者及び提案書を提出した者からの提出物は返却しない。
- (7) 本件選定は、契約相手方となる候補者を選定するためのものであり、業務の仕様については、選定過程において区が提示した資料及び提案者による提案内容に拘束されない。最終的な仕様は、選定された候補者と区とで仕様調整を行い、双方の合意により確定するものとする。
- (8) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (9) 提出された書類に虚偽の記載があることが判明した場合、その者が行なった提案は無効とする。
- (10) 区との契約では単年度で予定価格 2000 万円を超える業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。
- (11) 詳細は説明書による。

【重要】労働報酬下限額の適用についてのご案内

この契約には、世田谷区公契約条例に基づき「労働報酬下限額」が適用されます。

労働報酬下限額とは、予定価格が一定額以上の公契約において、契約事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき決定し、下記のとおり告示しました。

契約事業者には、この労働報酬下限額を守っていただくことにより、労働者に適正な賃金を支払い、労働者の適正な労働条件を確保し、向上させるよう努めていただく義務のあることが条例に定められています。

つきましては、この契約の入札又は契約に係る金額の見積もりにあたっては、上記の趣旨をご理解いただき、下記の各労働報酬下限額に基づく適正な積算をお願いいたします。

また、本件の契約事業者には、条例の運用状況に関する調査等にご協力をお願いする場合があります。

※公契約条例等の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください

【工事請負契約の場合】

■労働報酬下限額：東京都の公共工事設計労務単価（令和3年3月現在）の51職種ごとの単価の85%相当額（熟練労働者）
（下表のとおり）

号	職種	労働報酬下限額 (1時間当たり)	号	職種	労働報酬下限額 (1時間当たり)
1	特殊作業員	2,625円	25	土木一般世話役	2,710円
2	普通作業員	2,295円	26	高級船員	3,241円
3	軽作業員	1,658円	27	普通船員	2,561円
4	造園工	2,295円	28	潜水士	4,399円
5	法面工	2,880円	29	潜水連絡員	3,103円
6	とび工	2,965円	30	潜水送気員	3,029円
7	石工	2,901円	31	山林砂防工	2,859円
8	ブロック工	2,689円	32	軌道工	4,962円
9	電工	2,731円	33	型わく工	2,795円
10	鉄筋工	2,933円	34	大工	2,720円
11	鉄骨工	2,731円	35	左官	2,944円
12	塗装工	3,103円	36	配管工	2,497円
13	溶接工	3,326円	37	はつり工	2,667円
14	運転手(特殊)	2,614円	38	防水工	3,177円
15	運転手(一般)	2,157円	39	板金工	3,039円
16	潜かん工	3,230円	41	サッシ工	2,731円
17	潜かん世話役	3,804円	43	内装工	2,975円
18	さく岩工	3,284円	44	ガラス工	2,731円
19	トンネル特殊工	3,124円	46	ダクト工	2,434円
20	トンネル作業員	2,635円	47	保温工	2,412円
21	トンネル世話役	3,570円	49	設備機械工	2,444円
22	橋りょう特殊工	3,230円	50	交通誘導員A	1,658円
23	橋りょう塗装工	3,315円	51	交通誘導員B	1,477円
24	橋りょう世話役	3,783円	52	上記以外の職種	1,130円

※第1号から第51号までに該当の労働者であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については以下の下限額となります。

■労働報酬下限額：1時間当たり 1,365円

※「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため記載しておりませんが、過去の公共工事設計労務単価を基に算出した参考値をご案内いたしますので、下記担当にお問い合わせください。

【工事以外の契約の場合】（設計・測量等委託、業務委託、印刷、物品供給、指定管理者協定 等）

■労働報酬下限額：1時間当たり1,130円

【問い合わせ先】

世田谷区財務部経理課契約係 TEL:03-5432-2145~2152・2435・2436 FAX:03-5432-3046